駐車場使用契約書

貸主（甲）と借主（乙）は、頭書の駐車場について、以下の条項で駐車場使用契約を結びます。本契約は、紙の書面のほか、電子契約（電子署名）で結ぶこともできます。

頭書

(1) 駐車場と区画

項目	内容
名称	ハイツ北新小路 月極駐車場
所在地	宮崎県延岡市北新小路（番地はご契約のときに記入します）
区画番号	番（区画図のとおり）

(2) 駐車する車両

項目	内容
区分	□普通車　□軽自動車
車名・色	
登録番号（ナンバー）	
車の持ち主（乙と違う場合）	

(3) 契約期間

年　月　日から　年　月　日まで（1年間）。第3条により自動で更新します。

(4) 使用料と初期費用

項目	金額	支払期限・方法
使用料（月額）	普通車 4,000円／軽自動車 3,500円	翌月分を毎月28日までに、甲指定口座へ振込み
礼金	使用料の2か月分（普通車 8,000円／軽自動車 7,000円）	契約時
プレート代	5,000円	契約時
初月の使用料	円（月の途中からは日割り）	契約時

金額はすべて消費税込みです。礼金とプレート代は、契約が終わっても返しません。

振込先：　銀行（金庫）　支店　普通　No.　名義：

(5) 当事者

区分	氏名	住所	電話
貸主（甲）	山田		
借主（乙）			
緊急連絡先			
保証会社（会社名を氏名欄に）			

本文条項

第1条（契約の目的） 甲は、頭書(1)の区画（以下「本区画」）を、頭書(2)の車両1台を駐車する場所として乙に貸します。本契約は場所を貸す契約であり、甲が車両を預かる契約（寄託・保管）ではありません。

第2条（車両の変更） 乙は、駐車する車両を変えるときは、事前に甲に車名・登録番号を知らせます。普通車と軽自動車の区分が変わるときは、翌月から使用料を変えます。

第3条（契約期間と更新）

1. 契約期間は頭書(3)のとおりです。
2. 期間が終わる1か月前までに甲乙どちらからも申し出がないときは、同じ条件で1年間更新し、以後も同じとします。更新料はかかりません。

第4条（使用料）

1. 乙は、頭書(4)のとおり使用料を甲に支払います。振込手数料は乙の負担とします。
2. 1か月に満たない期間の使用料は、1か月を30日として日割計算します。
3. 甲は、税金の増減や経済事情の変化、近くの駐車場の料金との比較により使用料が不相当となったときは、乙と話し合って使用料を改定できます。

第5条（禁止事項） 乙は、次のことをしてはいけません。

1. 甲の書面による承諾なく、本区画を他人に貸すこと、または本契約の権利を譲ること
2. 頭書(2)の車両（第2条で変更した車両を含む）以外を駐車すること、本区画以外の場所に駐車すること
3. 本区画に車両以外の物を置くこと、ガソリンや灯油など危険物を置くこと
4. 洗車や修理、長時間のアイドリング、大きな音など、近所や他の利用者の迷惑になること
5. 動かない車両を放置すること、駐車場の設備や地面を変えること

第6条（事故・盗難など）

1. 駐車場内で起きた車両の盗難・いたず・事故、天災などによる損害について、甲は責任を負いません。ただし、甲の故意または重大な過失による場合を除きます。
2. 乙と他の利用者や第三者との間で事故などが起きたときは、当事者同士で解決します。
3. 乙が甲、他の利用者または第三者に損害を与えたときは、乙が賠償します。

第7条（反社会的勢力の排除） 甲及び乙は、自ら及び役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力ではないことを確約します。

第8条（乙からの解約） 乙は、甲に少なくとも1か月前に申し出ることで、契約期間中でも本契約を解約できます。申し出の日から1か月分の使用料を支払うことで、すぐに解約することもできます。違約金はかかりません。

第9条（契約の解除）

1. 甲は、乙が次のいずれかに当たり、甲が相当の期間を定めて催告しても改めないときは、本契約を解除できます。
 (1) 使用料を2か月分以上滞納したとき
 (2) 第5条その他本契約の定めに違反したとき
2. 甲又は乙は、相手方が第7条の確約に反したときは、催告せずに直ちに本契約を解除できます。

第10条（駐車場の工事・使えなくなったとき）

1. 甲は、駐車場の修繕や工事のため必要なときは、あらかじめ乙に知らせて、一時的に他の区画へ移ってもらうことがあります。
2. 本区画が乙のせいではなく使えなくなったときは、その期間の使用料を日割りで減額します。全く使えなくなったときは、本契約は終了します。

第11条（明渡し）

1. 乙は、本契約が終わる日までに車両と私物をすべて運び出し、プレートがあれば甲に返して、本区画を明け渡します。
2. 乙が明け渡さないときは、明け渡すまでの期間、使用料と同じ額の使用損害金を甲に支払います。

第12条（保証会社） 乙は、頭書(5)の保証会社の審査を受けて保証委託契約を結び、契約期間中これを続けます。保証料は乙の負担とします。審査に通らないときは、本契約は結びません。

第13条（住所・連絡先の変更） 乙は、住所・電話番号・メールアドレスが変わったときは、すぐに甲に知らせます。

第14条（電子契約） 本契約は、電子契約サービスを使って結ぶことができます。その場合、甲乙の電子署名をもって記名押印に代え、電子データを契約書の原本とします。甲から乙への通知は、頭書(5)の電話番号へのSMS又は乙が知らせたメールアドレスへのメールで行うことができます。

第15条（協議） 本契約に定めがないことや、解釈に疑いが生じたことは、民法その他の法令と慣行に従い、甲乙誠意をもって話し合い解決します。

第16条（管轄裁判所） 本契約に関する紛争は、宮崎地方裁判所延岡支部又は延岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

特約事項

以下の特約は、乙が内容を理解し合意したものとして、本文条項に優先して適用します。

1. プレートをなくしたり壊したりしたときは、作り直す費用を乙の負担とします。
2. その他：

署名

本契約の成立を証するため、紙で結ぶ場合は本書を2通作り、甲乙が記名押印して各自1通を持ちます。電子契約で結ぶ場合は、第14条のとおり電子署名をもって記名押印に代えます。

契約日：　　年　　月　　日

区分	住所	氏名	印
貸主（甲）		山田	
借主（乙）			

添付書類：☐保証委託契約書の写し　☐区画図　☐車検証の写し　☐運転免許証の写し